

与那国空港脱炭素化推進協議会規約

令和 7 年 5 月 29 日制定

(名称)

第 1 条 本協議会は、「与那国空港脱炭素化推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、空港法第 26 条第 1 項の規定に基づき、同法第 25 条第 1 項に規定する空港脱炭素化推進計画(以下、「推進計画」という。)の作成及び実施その他与那国空港の脱炭素化に関して必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第 3 条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施、取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第 131 条の 2 の 10 に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取り組みに対する理解促進に関する事項
- (8) 規約の改廃に関する事項
- (9) その他協議会が必要と認める事項

(構成員)

第 4 条 空港法第 26 条第 2 項に規定する者により運営し、別表に掲げる者をもって構成する。

(情報公開)

第 5 条 空港法第 26 条第 6 項の規定に基づき、空港法施行規則第 18 条第 1 項に規定する事項の公表は、沖縄県ホームページにおいて行う。

- 2 議事次第は、協議会終了後に公開する。
- 3 議事次第以外の配布資料の公開又は非公開の判断は、資料作成者と事務局が協議のうえ、事務局が行う。
- 4 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

(運営)

第6条 協議会に会長を置き、沖縄県土木建築部参事をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を統率する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 6 会長は必要があると認める場合は、部会又はワーキンググループを設置することができる。
- 7 部会及びワーキンググループを置いた場合は、本規約を準用する。

(招集)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、特に必要があると認める場合は、第4条に規定する構成員以外の者を会議に出席させ、資料の提出、意見の表明説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 構成員は、あらかじめその指名する者を代理人として協議会に出席させることができる。
- 4 代理人を出席させる場合には、当該構成員は事務局に指名した代理人について通知するものとする。

(書面による会議)

第8条 前条の規定に基づく会議を原則とするが、会長が必要と認めた場合は、書面による会議（以下、「書面会議」という。）として開催することができる。

- 2 書面会議は、回答期日を指定し、書面によって委員の意見を聞き賛否を問うことで議事を決することができる。
- 3 回答期日までに到着しない意見又は賛否については、議事又は議決に加えないものとする。
- 4 書面会議は、会長を含めた構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(協議会結果の取扱い)

第9条 会議において協議が調った事項について、構成員はその結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第10条 構成員は、個人情報その他協議会で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 暴力団及び暴力団若しくはその構成員の統制下にある者、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある者は構成員となることができない。

2 前項に該当しないものであっても、反社会的勢力と関係がある者及び関係があると疑われる者は構成員となることができない。

(構成員の除名)

第12条 会長は、構成員が協議会の目的、本規約又は決議に反する行為若しくは協議会の運営に支障を及ぼす行為等を行った場合、当該構成員を除名することができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を沖縄県土木建築部空港課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別で定める。

(その他)

第14条 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別で定める。

附 則

本規約は、令和7年5月29日から施工する。

別表（第4条関係）

与那国空港脱炭素化推進協議会構成員名簿

機関・事業者名	備考
琉球エアコミューター（株）与那国空港所	空港関係事業者
JALスカイエアポート沖縄（株）	〃
八重山ビル管理（株）	〃
下地島空港施設（株）	〃
与那国空港管理事務所	〃
沖縄電力（株）	関係事業者
沖縄県土木建築部	地方公共団体（空港管理者）